

福井市放置自転車の再利用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井市自転車等の放置防止に関する条例（平成6年福井市条例第10号。以下「条例」という。）に基づく撤去及び保管の後、長期間返還できない自転車等のうち、再利用が可能な自転車（以下「再利用自転車」という。）に関する取扱いについて必要な事項を定め、資源の有効活用を図ることを目的とする。

(再利用対象自転車)

第2条 この要綱において、再利用自転車とは、次の各号のいずれにも該当し、市長が車体等の状況が良好であり、現状のまま、又は軽微な修繕等により安全に使用できると認められたものとする。

(1) 条例第10条第3項又は第11条第2項に基づき撤去し、保管している自転車等のうち、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車であること。

(2) 条例第12条第1項に基づく告示及び同条第2項に基づく通知を行った後、告示の日から起算して6月を経過してもなお返還ができないことにより、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき所有権が市に帰属した自転車であること。

(再利用自転車の無償譲渡)

第3条 市長は、再利用自転車について、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年福井市条例第13号）第6条第1号の規定に基づき、公益上の必要があると市長が認める場合に限り、公共団体若しくは公共的団体、公益事業を営む団体、福井市が認定する自転車利用サポーター（以下「団体」という。）に無償譲渡（以下「譲渡」という。）することができる。ただし、自転車を安全に使用するための整備及び防犯登録に要する経費等は、再利用自転車を譲り受けた者（以下「譲受者」という。）の負担とする。また、福井市内の団体から優先的に譲渡し、市外団体については再利用されず処分する1週間前に残っている自転車を譲渡できるものとする。

(譲渡の申請)

第4条 前条の規定により再利用自転車の譲渡を受けようとする者は、再利用自転車譲渡申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(譲渡の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請を認めたときは譲渡しようとする再利用自転車が盗難品でないことを確認の上、再利用自転車譲渡決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知し再利用自転車を譲渡するものとし、申請を認めないときは理由を付して譲渡しな

い旨を申請者に通知するものとする。

(譲渡の条件)

第6条 市長は、前条の規定により再利用自転車を譲渡するときは、次に掲げる条件を付し、譲受者はこれらを遵守しなければならない。

- (1) 使用目的以外のために用いないこと。
- (2) 他者に売却しないこと。
- (3) 安全に使用できるよう整備及び点検を行うこと。
- (4) 譲渡後、速やかに最寄りの自転車販売店等の自転車防犯登録所で防犯登録を行い、防犯登録票の写しを市長に提出すること。また、自転車損害賠償責任保険等に加入し、申込書の写しを提出すること。
- (5) 自転車使用者が申請団体に属する特定の個人が使用する場合は、申請団体が責任をもって自転車の所在を確認すること。
- (6) 破損又は劣化等の理由により処分するときは、自らの責任において適正に行うこと。
- (7) 市長は、使用により生じた損害等について一切責めを負わないものとし、譲受者は、全て自らの責任で賠償等の対応をすること。

(防犯登録の確認)

第7条 市長は、前条第4号の規定により提出された防犯登録票の写しにより、譲渡した再利用自転車が適正に防犯登録されたことを確認するものとする。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

(様式第1号)

再利用自転車譲渡申請書

年 月 日

福井市長 あて

申請者 所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

再利用自転車の譲渡を受けたいので、福井市放置自転車の再利用に関する要綱第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | |
|--------|-------|
| 使用目的 | |
| 譲渡希望台数 | 台 |
| 譲渡希望日 | 年 月 日 |
| 備考 | |

(様式第2号)

再利用自転車譲渡決定通知書

自利第 号

年 月 日

様

福井市長



_____年__月__日付で申請された再利用自転車の譲渡については、福井市放置自転車の再利用に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

| | | |
|---------|---|--|
| 譲渡自転車台数 | _____台 | |
| | 防犯番号又は 車体番号 | |
| 使用目的 | (次の使用目的に限るものとする。) _____ _____ | |
| 譲渡の条件 | 1 使用目的以外のために用いないこと。 2 他者に売却しないこと。 3 安全に使用できるよう整備及び点検を行うこと。 4 譲渡後、速やかに最寄りの自転車販売店等の自転車防犯登録所で防犯登録を行い、防犯登録票の写しを市長に提出すること。また、自転車損害賠償責任保険等に加入し、申請書の写しを提出すること。 5 自転車使用者が申請団体属する特定の個人が使用する場合は、申請団体が責任をもって自転車の所在を確認すること。 6 破損又は劣化等の理由により処分するときは、自らの責任において適正に行うこと。 7 市長は、使用により生じた損害等について一切責めを負わないものとし、譲受者は、全て自らの責任で賠償等の対応をすること。 | |
| 備考 | 再利用自転車を安全に使用するための整備及び防犯登録に要する経費等は、譲受者の負担とする。ただし、再利用自転車については、防犯登録の抹消手続完了済。 | |

